

京都市都市再生区画整理事業助成金交付要綱

(平成12年9月5日建設局長決定)

(平成25年12月26日一部改正)

(令和3年4月1日一部改正)

(令和3年9月1日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、土地区画整理法（以下「法」という。）第3条第1項及び第2項の規定により土地区画整理事業（以下「事業」という。）を施行する者に対する助成金の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(助成の対象者)

第2条 助成金は、次の各号に掲げる事業を施行する者（以下「施行者」という。）に対して交付する。

- (1) 法第3条第1項の規定に基づき、数人共同して事業を施行する者（宅地について所有権又は借地権を有する者3人以上が共同で行うものに限る。）
- (2) 法第3条第1項の規定に基づき、宅地について所有権又は借地権を有する者の同意を得て事業を施行する者（民間事業者は除く。）
- (3) 農住組合法第8条の規定により法第3条第1項の規定に規定する事業とみなして法の規定が適用される農住組合
- (4) 法第3条第2項に規定する土地区画整理組合

(助成の要件)

第3条 助成の対象となる事業は、次に定めるすべての要件を満たし、かつ、市長が必要と認める事業でなければならない。

- (1) 都市再生推進事業制度要綱（平成12年3月24日付け建設省経宅発第37-2号、建設省都計発第35-2号及び建設省住街発第23号）第6条第1項第2号イに規定する事業であること。
- (2) 施行後の公共用地率が25パーセント以上であること。
- (3) 保留地として取り得る最大面積に対する保留地予定地積の割合が90パーセントを超えること。

(助成限度額)

第4条 助成金の限度額は、予算の範囲内において、総事業費の20パーセント以内の額とする。

2 前項の規定に関わらず、法第4条第1項及び第14条第1項並びに同条第3項の規定により定める事業計画において算出する保留地予定地積の保留地として取り得る最大面積に対する割合が90パーセントを超える分に保留地単価を乗じた額が前項の額を下回るときは、当該額を限度額とする。

3 前項の額は、次の計算式により算定する。

助成限度額＝保留地単価×保留地として取り得る最大面積×（保留地として取り得る最大面積に対する保留地予定地積の割合－90パーセント）

4 法第120条に規定する公共施設管理者の負担金及び京都市土地区画整理組合補助金交付規則

による補助金を求める事業については、総事業費から当該負担金及び当該補助金を差し引いた額を総事業費とする。

5 助成金の限度額は、助成の対象となる事業における最初の助成金交付申請時の事業計画に基づき算定する。

(助成の内容)

第5条 助成金の対象事業の範囲については、都市再生区画整理事業実施細目（平成11年3月19日付け建設省都区発第17号）別表を準用することとし、次に掲げる種別に応じ、それぞれ次に掲げる工種の範囲内において、市長が必要と認めたものとする。

種 別		工 種
移転 ・ 移設	移転	建築物、工作物、墓地
	移設	電柱、鉄軌道、上水道、ガス、下水道、工業用水道及びかんがい用排水施設、電線等の電氣的設備、高圧線
公共 施設 工事	道路築造	土工（切土盛土等）、敷砂利、排水施設、橋梁、立体交差、植樹、交通安全施設
	舗装	
	河川、水路	
	公園	
	その他	地区外関連工事
整地		宅地整地
公開空地整備		築造
供給処理施設整備		上水道、電気、ガス、下水道その他の供給処理施設
電線類地下埋設施設整備		電線類地下埋設施設整備費
立体換地建築物工事		立体換地建築物工事
営繕費		
機械器具費		
調査設計		
事務費		

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする施行者（以下「交付申請者」という。）は、都市再生区画整理事業助成金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に事業計画及び事業費に関する説明書を添えて、市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があった場合において、助成金を交付することを適当と認めるときは、助成金の交付、交付予定額及び交付の条件を決定し、その旨を文書により、交付申請者に通知する。

(申請事項等の変更の承認)

第8条 前条の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請書又はその添付図書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ助成金交付申請書等変更承認申請書（第2号様式）に事業計画及び事業費に関する説明書を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合において、承認又は不承認の決定をしたときは、その旨を交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により承認する場合において、申請事項等の変更に関し必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、第7条の決定に係る都市再生区画整理事業（以下「助成対象事業」という。）が完了したときは、速やかに都市再生区画整理事業完了実績報告書（第3号様式）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る助成対象事業の成果を適当と認めるときは、助成金の交付額を決定し、交付する。

(助成金の概算払)

第11条 前条の規定にかかわらず、市長は特に必要があると認めるときは、助成対象事業の完了前に、当該事業の進捗に応じ、第7条の規定により決定した助成金の交付予定額の一部について、概算払をすることがある。

2 交付決定者は、前項の規定による助成金の概算払を受けようとするときは、都市再生区画整理事業助成金概算払請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

3 前2条の規定は、助成金の概算払の場合について準用する。

(報告、検査及び指示)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者又は助成金の交付を受けた者（以下「交付決定者等」という。）に対し、助成金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することがある。

(交付の取消し等)

第13条 市長は、交付決定者等が次の各号の一に該当するときは、助成金の交付を取り消し、若しくは交付予定額若しくは交付額を変更し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を期日を定めて命じることがある。

(1) 不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を使用せず、又は助成金交付の目的に反して助成金を使用したとき。

(3) 助成金の交付の条件に違反したとき。

(4) この要綱又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

(加算金)

第14条 交付決定者等は、前条の規定により、助成金の返還を命じられたときは、当該命令に係る助成金の受領の日から納入の日までの日数に応じ、当該助成の額（その一部を納入した場合におけるその後の期間については、既に納入した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本市に納入しなければならない。この場合における年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

2 前項の規定により加算金を納入しなければならない場合において、助成金が2回以上に分けて交付されているときは、返還を命じられた額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで、順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- 3 第1項の規定により加算金を納入しなければならない場合において、交付決定者等の納入した金額が返還を命じられた助成金の額に達するまでは、その納入金額は、まず当該返還を命じられた助成金の額に充てられたものとする。

(延滞金)

第15条 交付決定者等は、第13条の規定による助成金の返還を命じられ、これを納期限までに納入しなかったときは、納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納額(その一部を納入した場合におけるその後の期間については、既に納入した額を控除した額。第2項に同じ。)につき年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した延滞金を本市に納付しなければならない。この場合においては、前条第1項後段の規定を準用する。

- 2 第1項の延滞金額を計算する場合において、その計算の基礎となる未納額に1,000円未満の端数があるとき、又はその未納額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 3 前2項の規定により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 4 市長は、災害、不測の事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。

(補則)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、所轄局長が定める。

附 則

この要綱は平成12年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は平成13年7月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

(延滞金の割合の特例)

- 2 当分の間、第15条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年9月1日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

年度都市再生区画整理事業助成金交付申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
施行者の住所又は主たる事務所の所在地 	施行者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名。） 電話 ー

京都市都市再生区画整理事業助成金交付要綱第 6 条の規定により助成金の交付を申請します。	
事業の名称	
事業の実施場所	
事業の目的及び内容	
交付申請事業の完了予定年月日	年 月 日
交付申請の対象となる事業	
交付申請額	円

注 施行者が複数である場合にあっては、「施行者の住所又は主たる事務所の所在地」欄には、その代表者の氏名又は代表団体の主たる事務所の所在地を、「施行者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名。）」欄にはその代表者の氏名（団体にあっては、代表団体の名称及び代表者名。）を記入してください。

第 2 号様式（第 8 条関係）

助成金交付申請書等変更承認申請書

（あて先）京都市長	年 月 日
施行者の住所又は主たる事務所の所在地	施行者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名。） 電話 —

京都市都市再生区画整理事業助成金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により事業計画等の変更の承認を申請します。		
変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		

注 施行者が複数である場合にあっては、「施行者の住所又は主たる事務所の所在地」欄には、その代表者の氏名又は代表団体の主たる事務所の所在地を、「施行者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名。）」欄にはその代表者の氏名（団体にあっては、代表団体の名称及び代表者名。）を記入してください。

第3号様式（第9条関係）

年度都市再生区画整理事業完了実績報告書

（あて先）京都市長	年 月 日
施行者の住所又は主たる事務所の所在地 	施行者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名。） 電話 ー

京都市都市再生区画整理事業助成金交付要綱第9条の規定により助成対象事業が完了したので報告します。	
事業の名称	
事業の実施場所	
助成の対象となった事業	
交付予定額	円
完了実績額	円
助成対象事業の完了年月日	年 月 日

注 施行者が複数である場合にあっては、「施行者の住所又は主たる事務所の所在地」欄には、その代表者の氏名又は代表団体の主たる事務所の所在地を、「施行者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名。）」欄にはその代表者の氏名（団体にあっては、代表団体の名称及び代表者名。）を記入してください。

第 4 号様式（第11条関係）

年度都市再生区画整理事業助成金概算払請求書

（あて先）京都市長	年 月 日
施行者の住所又は主たる事務所の所在地	施行者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名。） 電話 —

京都市都市再生区画整理事業助成金交付要綱第11条第 2 項の規定により助成金の概算払を請求します。	
事 業 の 名 称	
事 業 の 実 施 場 所	
今 回 請 求 額	円
交 付 予 定 額	円
前回までの受入済額	円
交 付 予 定 残 額	円

注 施行者が複数である場合にあっては、「施行者の住所又は主たる事務所の所在地」欄には、その代表者の氏名又は代表団体の主たる事務所の所在地を、「施行者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名。）」欄には、その代表者の氏名（団体にあっては、代表団体の名称及び代表者名。）を記入してください。